

○小諸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年7月21日

告示第102号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小諸市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項及び小諸市地域支援事業実施要綱（平成18年小諸市告示第30号）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、次の各号を目的として行うものとする。

- (1) 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行うこと。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行うこと。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 訪問介護相当サービス 小諸市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年小諸市告示第104号）に基づく指定事業者（以下「指定事業者」という。）により実施する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当するサービスをいう。
- (2) 訪問型サービスA 指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に係る基準より緩和した基準による訪問型サービスをいう。
- (3) 通所介護相当サービス 指定事業者により実施する旧法第8条の2第7項に

規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当するサービスをいう。

- (4) 通所型サービスA 指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に係る基準より緩和した基準による通所型サービスをいう。
- (5) 通所型サービスC 保健又は医療の専門職により実施する生活機能の改善を目的とした短期間の通所型サービスをいう。
- (6) 介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センターにより実施する介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象としたケアマネジメントをいう。
- (7) 高額介護予防サービス費等相当事業 法第61条及び第61条の2に規定される高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費について、総合事業を勘案した事業をいう。

（事業の内容等）

第4条 総合事業の内容、対象者等は、別表第1に定めるところによる。

（総合事業の実施方法）

第5条 別表第1に定める訪問型サービス（第1号訪問事業）及び通所型サービス（第1号通所事業）（以下「第1号事業」という。）のうち、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、通所介護相当サービス及び通所型サービスAは、指定事業者が実施するものとする。

（第1号事業サービス費）

第6条 総合事業を指定事業者により実施する場合において、第1号事業に係るサービス費（以下「第1号事業サービス費」という。）は、別表第2に掲げる1単位の単価に別表第3に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（支給額）

第7条 第1号事業サービス費の支給額は、前条の規定により算定した第1号事業サービス費の額の100分の90に相当する額とする。

2 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業サービス費の支給額について前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」と読み替える。

（業務の委託）

第8条 市長は、法第115条の45の3第6項の規定により、第1号事業サービス費に係る審査及び支払に関する事務を、長野県国民健康保険団体連合会に委託して行うことができるものとする。

(第1号事業サービス費に係る支給限度額)

第9条 第1号事業サービス費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2に規定する要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額を超えることができない。

2 第7条第2項の規定は、第1号事業サービス費に係る支給限度額について準用する。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、法第61条及び第61条の2の規定を準用する。

(指導及び監査)

第11条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成30年5月18日告示第75号)

この告示は、平成30年5月21日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条関係)

事業構成		事業内容	対象者
介護予防・生活支援サービス	訪問型サービス(第1号)	訪問介護相当サービス	法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等
	訪問事業)	訪問型サービスA	

ス事業			を提供する。	
通所型サービス（第1号通所事業）	通所介護相当サービス		旧介護予防通所介護に相当するサービスを提供する。	
	通所型サービスA		レクリエーション等の介護予防に資する活動で、短時間で実施するサービスを提供する。	
	通所型サービスC		運動器の機能向上等のプログラムを短期かつ集中的に実施するサービスを提供する。	
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）		対象者に対し、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況や置かれているその他の状況に応じて、その適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。	法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（法第8条の2に規定する介護予防サービスを利用するため同法第58条に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）	
一般介護予防事業	介護予防把握事業		地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防活動につなげること。	65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者
	介護予防普及啓発事業		介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等の開催、有識者等による講演会、相談会の開催、介護予防の基本的知識を普及啓発するためのパ	

		ンフレット等の作成及び配布を行うこと。
地域介護予防活動支援事業		地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行うこと。
一般介護予防事業評価事業		介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行うこと。
地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進すること。

別表第2（第6条関係）

サービスの種類	1単位の単価
訪問介護相当サービス（みなし指定事業者により実施するものを除く。以下同じ。）	厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に小諸市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
訪問型サービスA	
通所介護相当サービス	単価告示の規定により、10円に小諸市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。
通所型サービスA	

別表第3（第6条関係）

1 訪問介護相当サービス

サービス種別	サービス対象者	サービス頻度	基本算定単位の	基本算定単位の係る加算・減算等	合成単位数

		単 位			
ア	事業対象者・要支 訪 援 1・2 問 週 1 回程度 型 1,168単位 サ ー ビ ス I	1 月 に つ つ き		1,168	
			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20	1,051
			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	人以上にサービスを行う場合×90%	736
	事業対象者・要支 訪 援 1・2 問 週 1 回程度 38単位	1 日 に つ つ き		38	
			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	
				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20	34
			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	人以上にサービスを行う場合×90%	24
イ	事業対象者・要支 訪 援 1・2 問 週 2 回程度 型 2,335単位 サ ー ビ ス	1 月 に つ つ き		2,335	
			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20	2,102
			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	人以上にサービスを行う場合×90%	1,472

II			ビス提供責任者を配置している場合×70%		
	事業対象者・要支援1・2週2回程度77単位	1日につき			77
		に	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54
		つき		事業所と同一建物の利用者又は	69
		き	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	49
ウ	事業対象者・要支援2週2回を超える程度3,704単位	1月につき			3,704
		に	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		4
		つき		事業所と同一建物の利用者又は	2,593
		き	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	334
III	事業対象者・要支援2週2回を超える程度122単位	1日につき			122
		に	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85
		つき		事業所と同一建物の利用者又は	110
		き	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	77

			70%	
エ	ア、イ、ウのいずれかを初めて算定する者 初めて算定する月のみ 200単位	1	200単位の加算	200
オ	ア、イ、ウのいずれかを算定し、生活機能の向上を機画する者 初めて算定する月から3月の間につき1月 100単位	1	100単位の加算	100
カ	ア、イ、ウのいずれかを算定し、処遇改善加算算定事業所を利用する者 ア、イ、ウを算定する月 右記計算結果による	1	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の86 ／1000加算 (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の48 ／1000加算 (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2)で算定した単位数の90%加算 (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2)で算定した単位数の80%加算	

2 訪問型サービスA

サービス	サービス対象者	算定の単	基本算定単位に係る加算・減算等	合成
------	---------	------	-----------------	----

種別	サービス頻度 基本算定単位	位		単位数
ア 訪問 型サー ビスA	事業対象者・要支援 1・2 週1回程度 220単位	1回につ き		220
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以 外の同一建物の利用者20人以上にサー ビスを行う場合×90%	198
イ 初回 加算	アを初めて算定する 者 初めて算定する月の み 150単位	1月につ き	150単位の加算	150
ウ 介護 職員処 遇改善 加算	アを算定し、処遇改 善加算算定事業所を 利用する者 アを算定する月 右記計算結果による	1月につ き	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 所 定単位数の86/1000加算	
			(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 所 定単位数の48/1000加算	
			(3) 介護職員処遇改善加算 (III) (2) で算定した単位数の90%加算	
			(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (2) で算定した単位数の80%加算	

3 通所介護相当サービス

サービス 種別	サービス対象者 サービス頻度 基本算定単位	算定の単 位	基本算定単位に係る加算・減算等	合成 単位 数
ア 通所 型サー ビス I	事業対象者・要支援 1 ケアマネジメントに よる 1,647単位	1月につ き		1,647
			登録定員を超過している場合×70%	1,153
			看護・介護職員が欠員の場合×70%	1,153
	事業対象者・要支援	1日につ		54

	1 ケアマネジメントによる 54単位	き	登録定員を超過している場合×70%	38
			看護・介護職員が欠員の場合×70%	38
イ 通所 型サー ビスⅡ	事業対象者・要支援 2 ケアマネジメントによる 3,377単位	1月につ き		3,377
			登録定員を超過している場合×70%	2,364
			看護・介護職員が欠員の場合×70%	2,364
	事業対象者・要支援 2 ケアマネジメントによる 111単位	1日につ き		111
			登録定員を超過している場合×70%	78
			看護・介護職員が欠員の場合×70%	78
ウ 若年 性認知 症受入 加算	ア、イのいずれかを 算定し、若年性認知 症受入加算算定事業 所を利用する者 ア、イの算定月 240単位	1月につ き	240単位の加算	240
エ 生活 機能向 上グル ープ活 動加算	ア、イのいずれかを 算定し、生活機能向 上グループサービ スを利用する者 ケアマネジメントに よる 100単位	1月につ き	100単位の加算	100
オ 運動 器機能 向上加	ア、イのいずれかを 算定し、運動器機能 向上サービスを利用	1月につ き	225単位の加算	225

算	する者 ケアマネジメントによる 225単位			
カ 栄養改善加算	ア、イのいずれかを算定し、栄養改善サービスを利用する者 ケアマネジメントによる 150単位	1月につき	150単位の加算	150
キ 口腔機能向上加算	ア、イのいずれかを算定し、口腔機能向上サービスを利用する者 ケアマネジメントによる 150単位	1月につき	150単位の加算	150
ク 選択的サービスの複数実施加算 I	オ、カ、キのいずれか2つを利用する者 ケアマネジメントによる 480単位	1月につき	運動器機能向上加算及び栄養改善加算 480単位の加算	480
			運動器機能向上加算及び口腔機能向上加算 480単位の加算	480
			栄養改善加算及び口腔機能向上加算 480単位の加算	480
ケ 選択的サービスの複数実施加算 II	オ、カ、キの3つを利用する者 ケアマネジメントによる 700単位	1月につき	運動器機能向上加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算 700単位の加算	700
コ 事業所評価加算	ア、イのいずれかを算定し、基準に適合する事業所を利用す	1月につき	120単位の加算	120

	る者 1年間 120単位			
サ サー ビス提 供体制 強化加 算（Ⅰ） イ	ア、イのいずれかを 算定し、基準に適合 する事業所を利用す る者 ア、イのいずれかを 算定する月 72又は144単位	1月につ き	要支援1 72単位の加算	72
			要支援2 144単位の加算	144
サ サー ビス提 供体制 強化加 算（Ⅰ） ロ	ア、イのいずれかを 算定し、基準に適合 する事業所を利用す る者 ア、イのいずれかを 算定する月 48又は96単位	1月につ き	要支援1 48単位の加算	48
			要支援2 96単位の加算	96
シ サー ビス提 供体制 強化加 算（Ⅱ）	ア、イのいずれかを 算定し、基準に適合 する事業所を利用す る者 ア、イのいずれかを 算定する月 24又は48単位	1月につ き	要支援1 24単位の加算	24
			要支援2 48単位の加算	48
セ 介護 職員処 遇改善 加算	ア、イのいずれかを 算定し、処遇改善加 算算定事業所を利用 する者 ア、イのいずれかを 算定する月 右記計算結果による	1月につ き	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所 定単位数の40/1000加算	
			(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所 定単位数の22/1000加算	
			(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （2）で算定した単位数の90%加算	
			(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	

			(2) で算定した単位数の80%加算	
--	--	--	--------------------	--

4 通所介護サービスA

サービス種別	サービス対象者 サービス頻度 基本算定単位	算定の単位	基本算定単位に係る加算・減算等	合成単位数
ア 通所型サービスA I	事業対象者・要支援 1、2 週1回程度 (2時間以上4時間未満) 280単位	1回につき		280
			登録定員を超過している場合×70%	196
			看護・介護職員が欠員の場合×70%	196
イ 通所型サービスA II	事業対象者・要支援 1、2 週1回程度 (4時間以上) 310単位	1回につき		310
			登録定員を超過している場合×70%	217
			看護・介護職員が欠員の場合×70%	217
ウ 未送迎減算	ア、イのいずれかを算定し、送迎を利用しない者 ア、イの算定時 -60単位	1回につき	送迎をしない場合 60単位の減算	-
			送迎を片道のみしない場合 30単位の減算	60 -
エ 同一建物サービス提供減算	ア、イのいずれかを算定し、同一建物に居住する者 ア、イの算定月 -60単位	1回につき	60単位の減算	-
				60
オ 介護職員処遇改善	ア、イのいずれかを算定し、処遇改善加算算定事業所を利用	1月につき	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の40/1000加算	
			(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 所	

加算	する者	定単位数の22/1000加算	
	ア、イのいずれかを 算定する月	(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) (2) で算定した単位数の90%加算	
	右記計算結果による	(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (2) で算定した単位数の80%加算	